

資料	財政に関する宣言・憲法・法律
----	----------------

### [1] 権利章典(1689年・イギリス)

(4) 大権に名を借り、国会の承認なしに、[国会が] みとめ、もしくはみとむべき期間よりも長い期間、または、[国会が] みとめ、またはみとむべき態様と異なった態様で、王の使用に供するために金銭を徴することは、違法である。

### [2] 独立宣言(1776年・アメリカ)

われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる。また、これらの権利を確保するために人類のあいだに政府が組織されたこと、そしてその正当な権力は被治者の同意に由来するものであることを信ずる。そしていかなる政治の形体といえども、もしこれらの目的を毀損するものとなった場合には、人民はそれを改廃し、かれらの安全と幸福をもたらすべしとみとめられる主義を基礎とし、また権限の機構をもつ、新たな政府を組織する権利を有することを信ずる。

### [3] 人権宣言(1789年・フランス)

第1条 人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益の上のみ設けることができる。

第2条 あらゆる政治的団結の目的は、人の消滅することのできない自然権を保全することである。これらの権利は、自由・所有権・安全および圧制への抵抗である。

第13条 武力を維持するため、および行政の諸費用のため、共同の租税は、不可欠である。それはすべての市民のあいだでその能力に応じて平等に配分されなければならない

い。

第14条 すべての市民は、自身でまたはその代表により公の租税の必要性を確認し、これを自由に承諾し、その使途を追及し、かつその数額・基礎・徴収および存続期間を規定する権利を有する。

### [4] ワイマール憲法(1919年・ドイツ)

第151条 (1)経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない。この限界内で、個人の経済的自由は、確保されなければならない。

(2)法律上の強制は、脅かされた権利の実現のために、または、公共の福祉の重大な要求に応ずるためにのみ、許される。

(3)商業および営業の自由は、ライヒ(国)の法律によって保障される。

第161条 (1)健康および労働能力を維持し、母性を保護し、かつ、老齢、虚弱および、生活の転変にそなえるために、ライヒ(国)は、被保険者の適切な協力のもとに、包括的保険制度を設ける。

第162条 (1)ライヒ(国)は、人類の全労働階級のために一般的最小限度の社会的権利を獲得しようとする・国際間の労働者の法律関係の規律に賛同する。

(以上4点は、高木八尺他編『人権宣言集』岩波文庫による)

### [5] 大日本帝国憲法(1889年・明治22年)

#### 第1章 天皇

第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第5条 天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権

ヲ行フ

第8条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス

(2)此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第11条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第12条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第13条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス

## 第2章 臣民権利義務

第20条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第21条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第27条 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

(2)公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

## 第6章 会計

第62条 新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

(2)但シ報償ニ属スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ収納金ハ前項ノ限ニ在ラス

(3)国債ヲ起シ及予算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

第63条 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ旧ニ依リ之ヲ徵收ス

第64条 國家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

(2)予算ノ款項ニ超過シ又ハ予算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第65条 予算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第66条 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國

庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

第67条 憲法上ノ大權ニ基ツケル規定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第68条 特別ノ須要ニ因リ政府ハ予メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第69条 避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ予算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル為ニ予備費ヲ設クヘシ

第70条 公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

第71条 帝國議會ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ

第72条 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

(2)會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

## [6] 日本國憲法 (1947年・昭和22年)

### 第1章 天皇

第1条 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の総意に基く。

### 第2章 戦争の放棄

第9条 日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

(2)前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦權は、これを認めない。

### 第3章 國民の権利及び義務

第11条 國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に与へられる。

第12条 この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

第25条 すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を有する。

(2)國は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に応じ、ひとしく教育を受ける權利を有する。

(2)すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて國民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふ。

(2)賃金、就業時間、休息その他の勤勞条件に関する基準は、法律でこれを定める。

(3)児童は、これを酷使してはならない。

### 第4章 国会

第60条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

(2)予算について、參議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が

一致しないとき、又は參議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

### 第7章 財政

第83条 國の財政を処理する權限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第85条 國費を支出し、又は國が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第86条 内閣は、毎會計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第87条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

(2)すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第88条 すべて皇室財産は、國に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第90条 國の収入支出の決算は、すべて毎年會計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

(2)會計検査院の組織及び權限は、法律でこれを定める。

第91条 内閣は、国会及び國民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、國の財政状況について報告しなければならない。]

## 第8章 地方自治

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

(2)地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

## [7] 財政法(1947年・昭和22年)

## 第1章 財政総則

第3条 租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。

第4条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を發行し又は借入金をなすことができる。

(2)前項但書の規定により公債を發行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

(3)第1項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

第5条 すべて、公債の發行については、日

本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、これを日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りではない。

第6条 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌々年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない。(2)前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

## 第2章 会計区分

第11条 国の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第12条 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。

第13条 国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

(2)国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

## 第3章 予算

第16条 予算は、予算総則、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為とする。

第21条 財務大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣、総理府及び各省の予定経費要求書等に基いて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。

第23条 歳入歳出予算は、その収入又は支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、更に歳入にあつては、その性質に従つて部に大別し、且つ、

各部中においてはこれを款項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを項に区分しなければならない。

第27条 内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の1月中に、国会に提出するのを常例とする。

第32条 各省各庁の長は、歳出予算及び継続費については、各項に定める目的の外にこれを使用することができない。

## 第4章 決算

第38条 財務大臣は、歳入決算明細書及び歳出の決算報告書に基いて、歳入歳出の決算を作成しなければならない。

第39条 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添付して、これを翌年度の11月30日までに会計検査院に送付しなければならない。

第40条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の会において国会に提出するのを常例とする。

## [8] 地方財政関係

## 地方自治法(1947年・昭和22年)

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

②国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に

役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第223条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

第230条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。

## 地方財政法(1948年・昭和23年)

第2条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

(2)国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

[①公営企業 ②出資及び貸付金 ③地方債の借換 ④災害関係費 ⑤公共施設及びそのための土地購入]

第5条の3 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

第10条 [一般行政費にかかわる国庫負担金] 地方公共団体が法令に基いて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係のある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、な

お、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。[以下26項目については省略]

第10条の2 [建設事業費にかかわる国庫負担金]

第10条の3 [災害関係費にかかわる国庫負担金]

第10条の4 [国庫委託金]

第16条 [奨励的補助金] 国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる。

第18条 国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

#### 地方交付税法（1950年・昭和25年）

第1条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

第3条 総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを目的として交付しなければならない。

(2)国は、交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。

(3)地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少なくとも法律又はこれに基き政令により義務づけられた規模と内容を備えるように

しなければならない。

第6条 所得税、法人及び酒税の収入額のそれぞれ100分の32、消費税の収入額の100分の29.5並びにたばこ税の収入額の100分の25をもって交付税とする。

第6条の2 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

第6条の3 (2)毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文〔財源不足額〕の規定によって各地方団体について算定した額の合算額と著しくこととなった場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条1項に定める率〔交付税率〕の変更を行うものとする。

第7条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類〔地方財政計画〕を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公開しなければならない。

#### 地方税法（1950年・昭和25年）

第2条 地方団体は、この法律に定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めをするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第4条 道府県税は、普通税及び目的税とする。

(3)道府県は、前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

(6)道府県は、第四項各号に掲げるもの及び前項に規定するものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

(3)市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

(7)市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

第259条 道府県は、道府県法定外普通税を新設し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第669条 市町村は、市町村法定外普通税を新設し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。